

桶川市青少年健全育成指針

未来を担う 心豊かでたくましい青少年の育成

資料編

1. 少年非行の現状

※「令和5年版 少年非行等の概況」（埼玉県警察）より抜粋

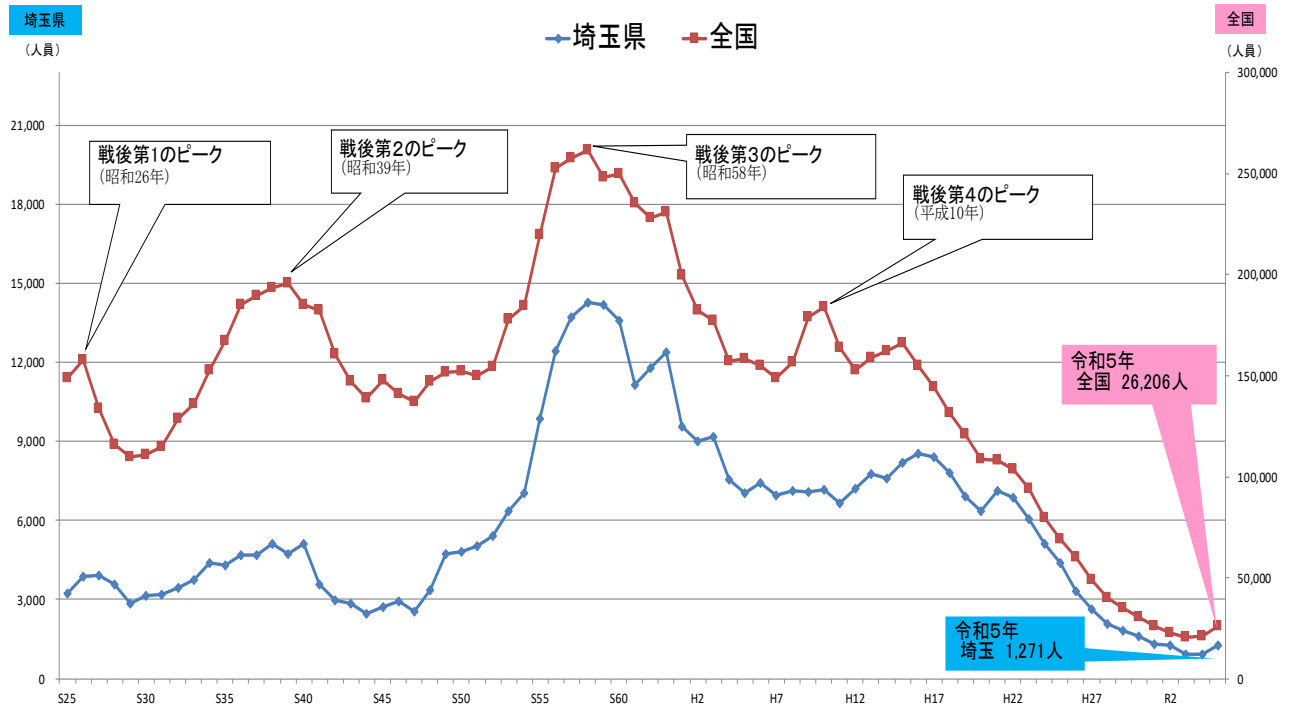
I 少年非行情勢

1 刑法犯少年

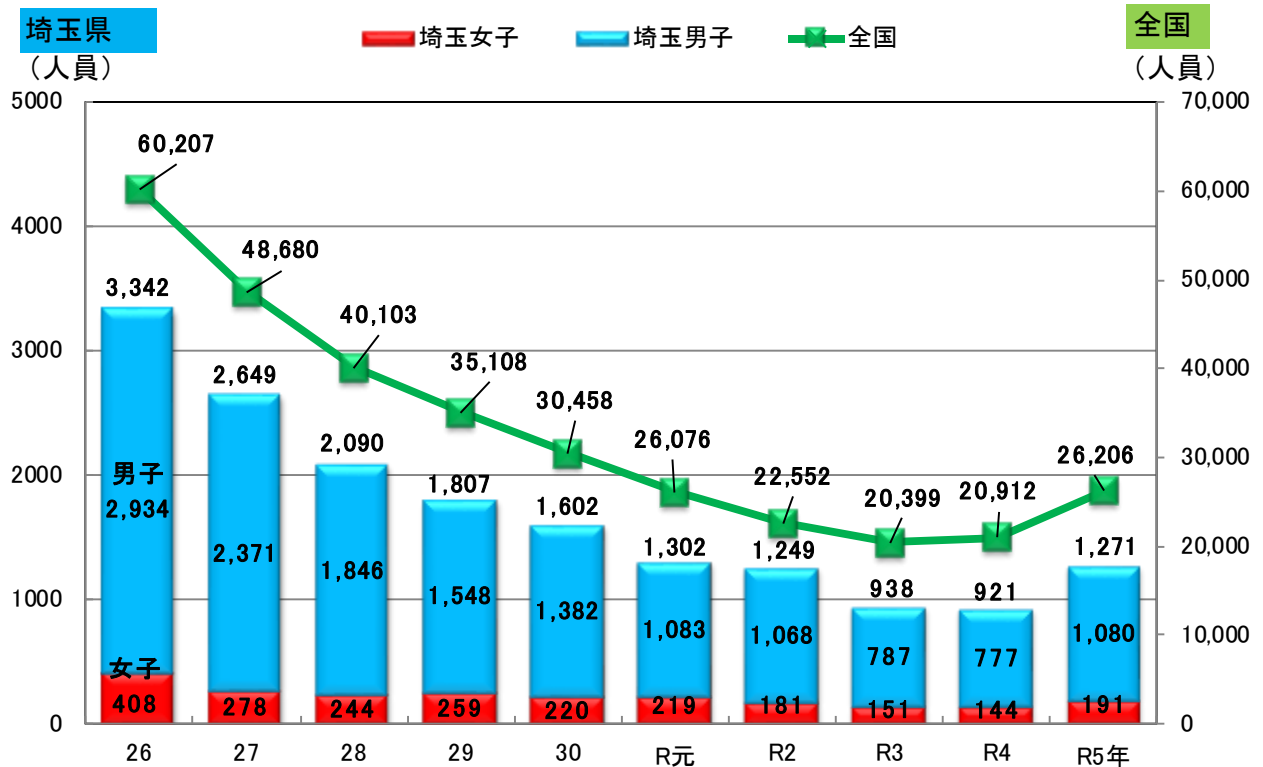
(1) 全国と本県の比較

ア 検挙・補導人員の推移

1－1 図 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移（昭和25年～令和5年）

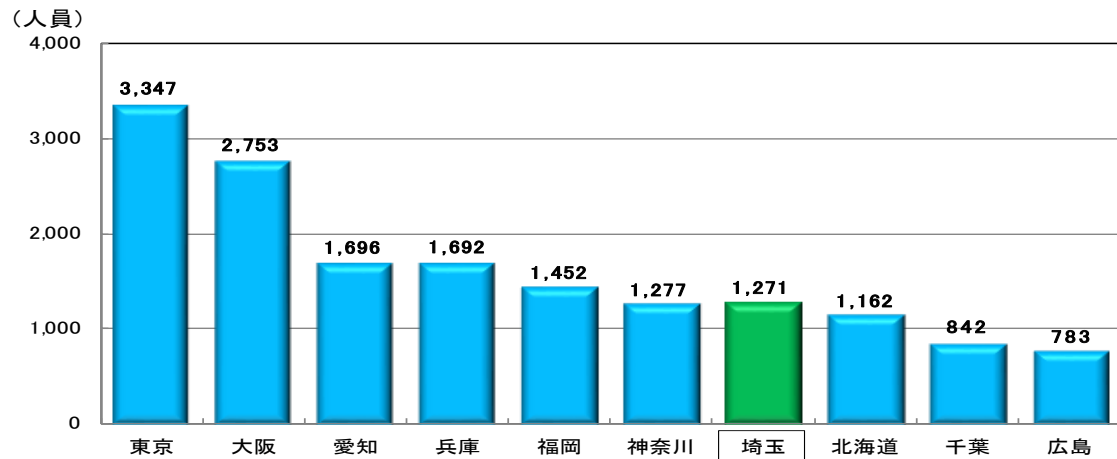


1－2 図 刑法犯少年の男女別検挙・補導人員の推移（平成26年～令和5年）



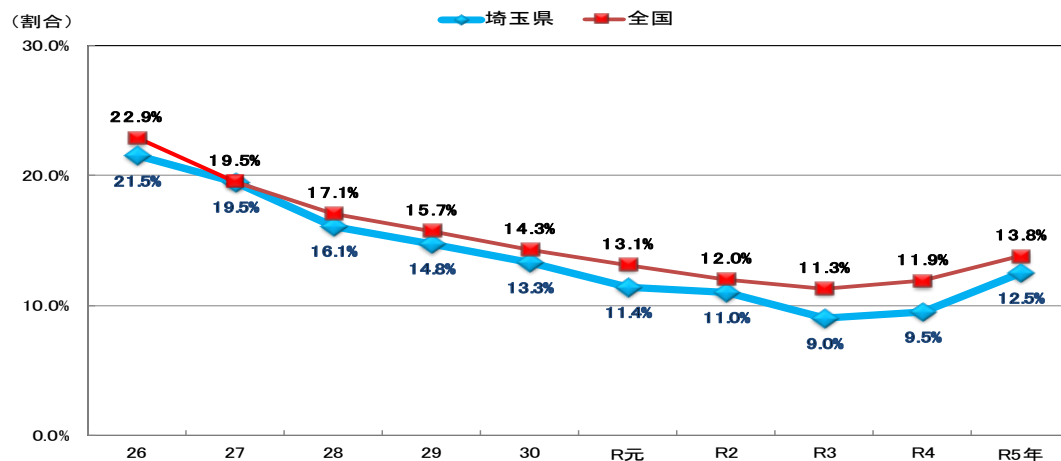
イ 都道府県別検挙・補導人員

1－3図 刑法犯少年の都道府県別検挙・補導人員（令和5年）



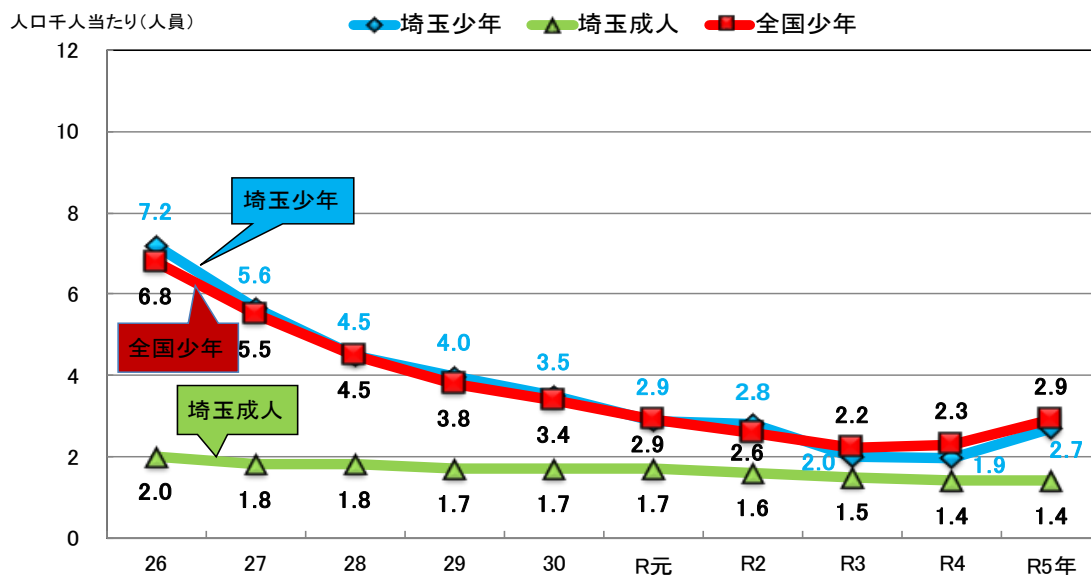
ウ 刑法犯全体に占める少年の割合の推移

1－4図 刑法犯全体に占める少年の割合の推移（平成26年～令和5年）



エ 人口比の推移

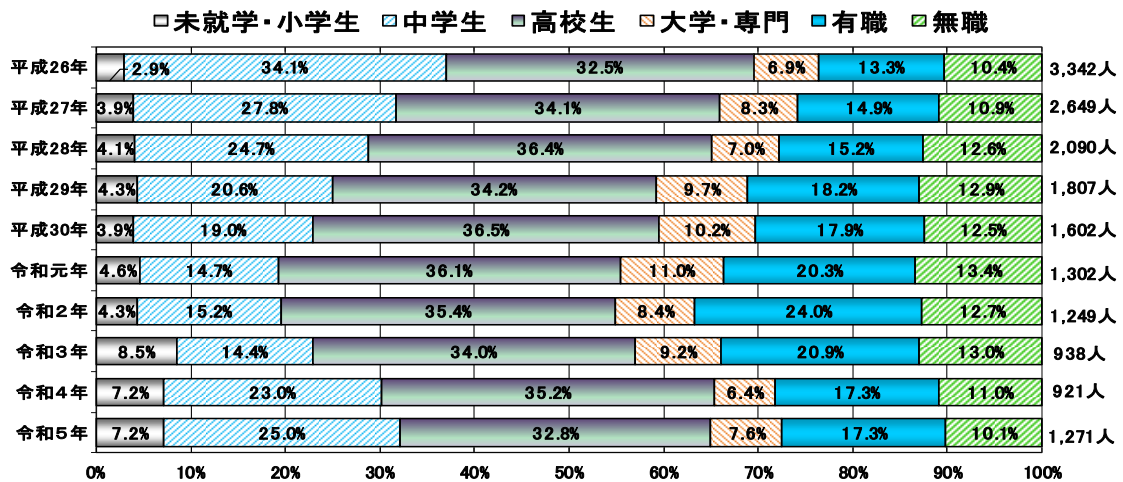
1－5図 刑法犯少年（犯罪少年）の人口比の推移（平成26年～令和5年）



(2) 県内の情勢

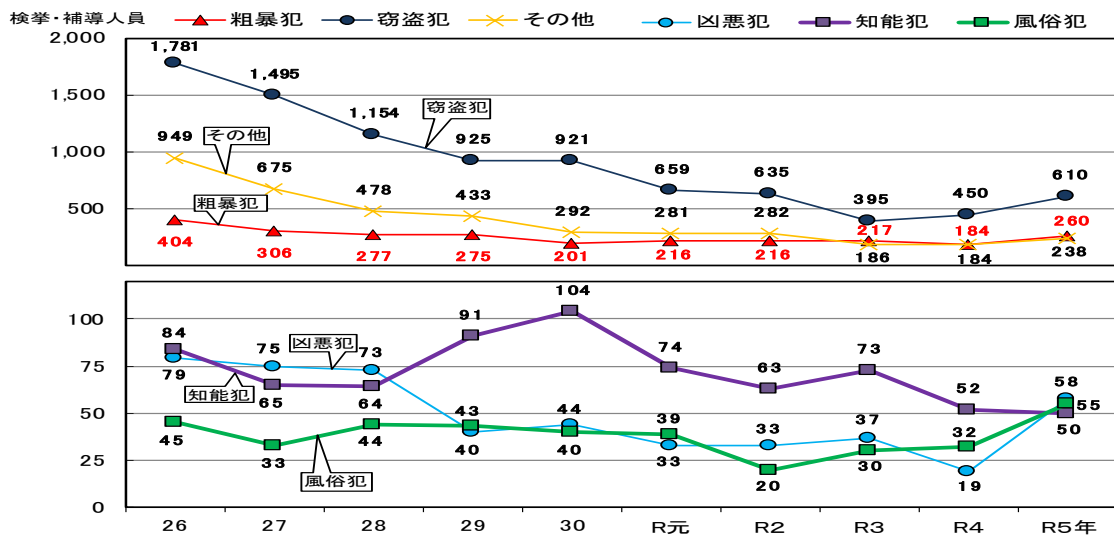
ア 学職別構成比の推移

1－6図 刑法犯少年の学職別構成比の推移（平成26年～令和5年）



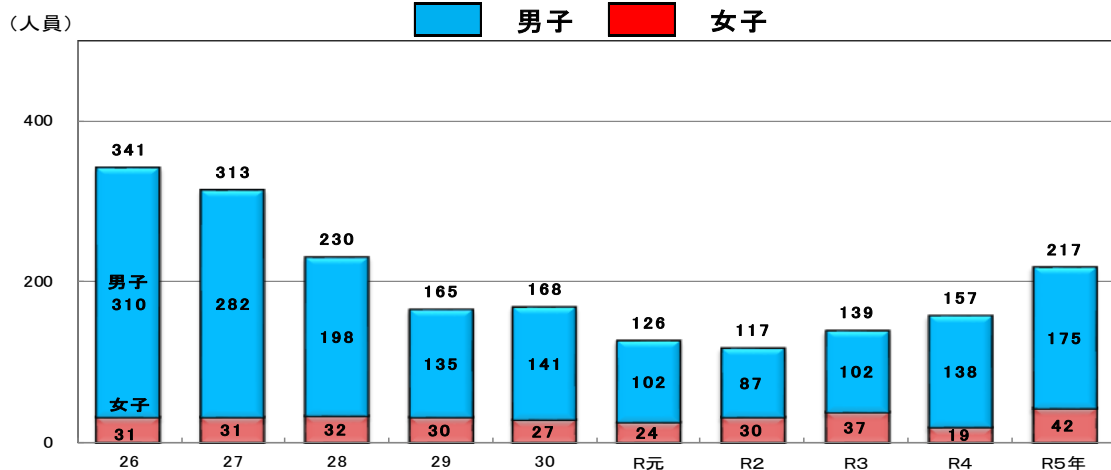
イ 罪種別の推移

1－7図 刑法犯少年の罪種別の推移（平成26年～令和5年）



ウ 触法少年の推移

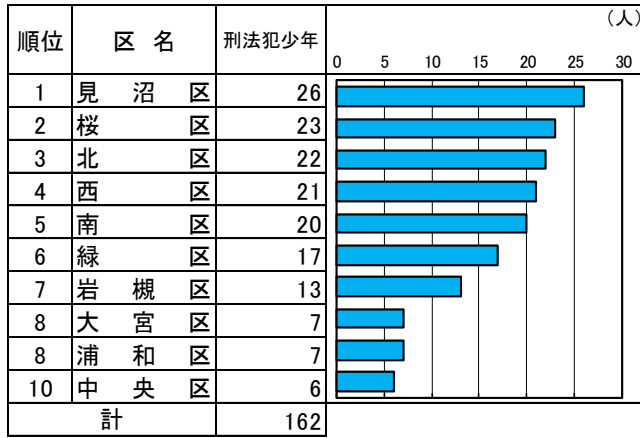
1－8図 触法少年（男女別）の推移（平成26年～令和5年）



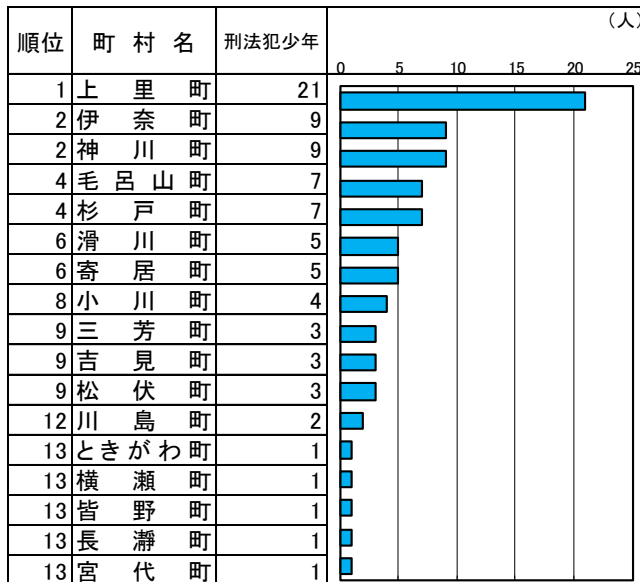
エ 市区町村別にみる刑法犯少年（犯罪少年）の現状

１－１表 刑法犯少年（犯罪少年）の検挙人員

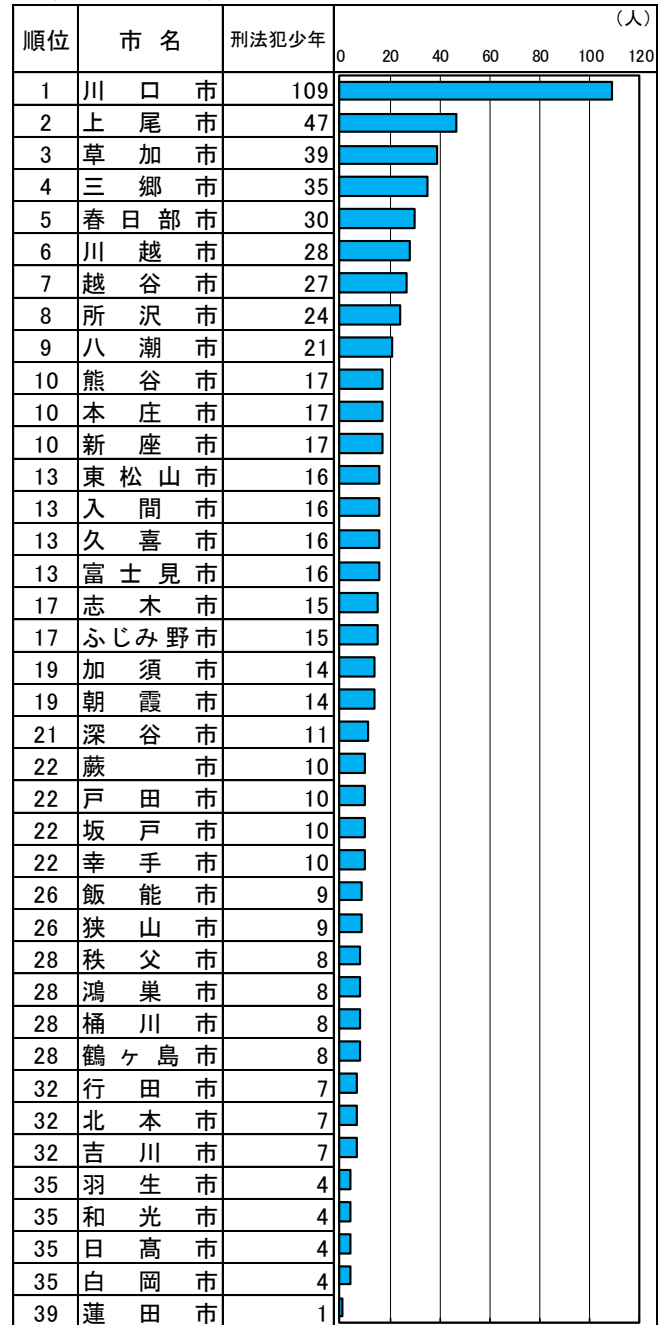
●さいたま市



●町村



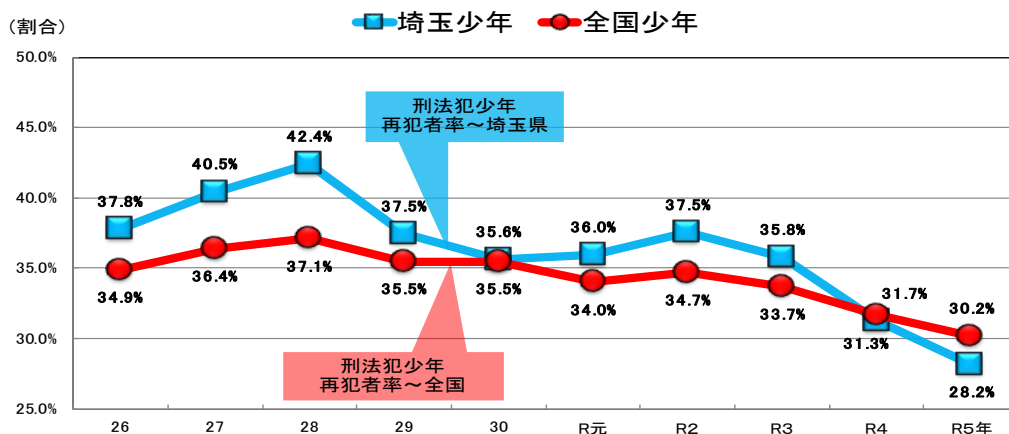
●市（さいたま市を除く）



（注） 検挙した少年がない市町村を除く。

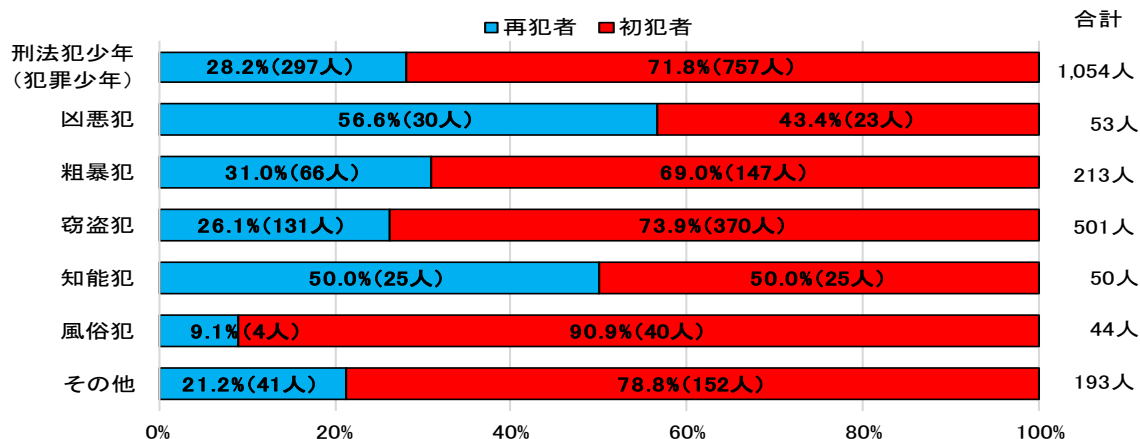
才 再犯者率

1－9図 全国と本県の再犯者率の推移（平成26年～令和5年）



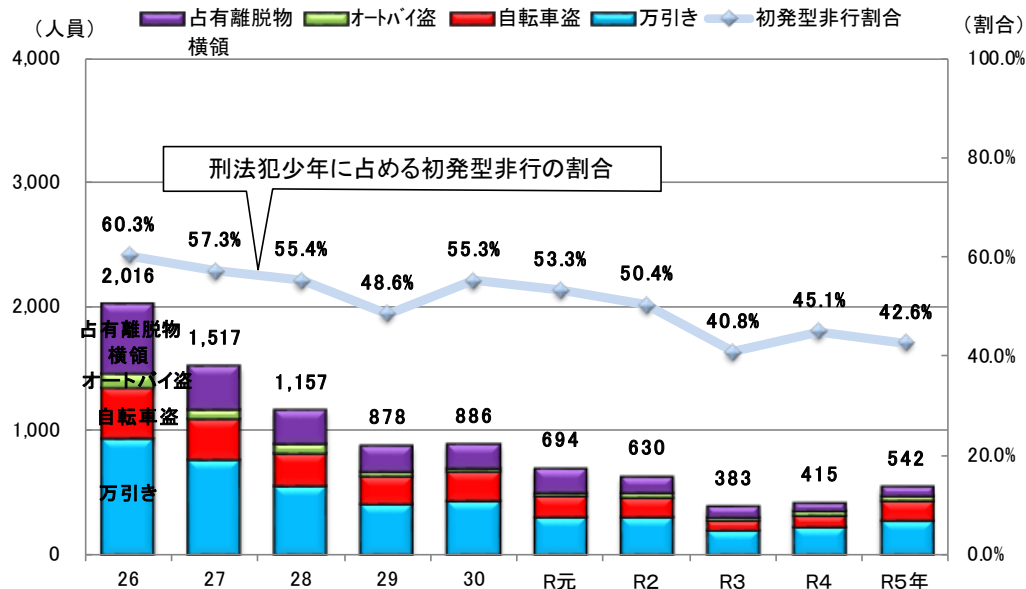
区分	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
再犯者率	37.8%	40.5%	42.4%	37.5%	35.6%	36.0%	37.5%	35.8%	31.3%	28.2%
犯罪少年	3,001	2,336	1,860	1,642	1,434	1,176	1,132	799	764	1,054
再犯者	1,134	945	789	615	511	423	425	286	239	297
初犯者	1,867	1,391	1,071	1,027	923	753	707	513	525	757

1－10図 罪種別の再犯者率（令和5年）



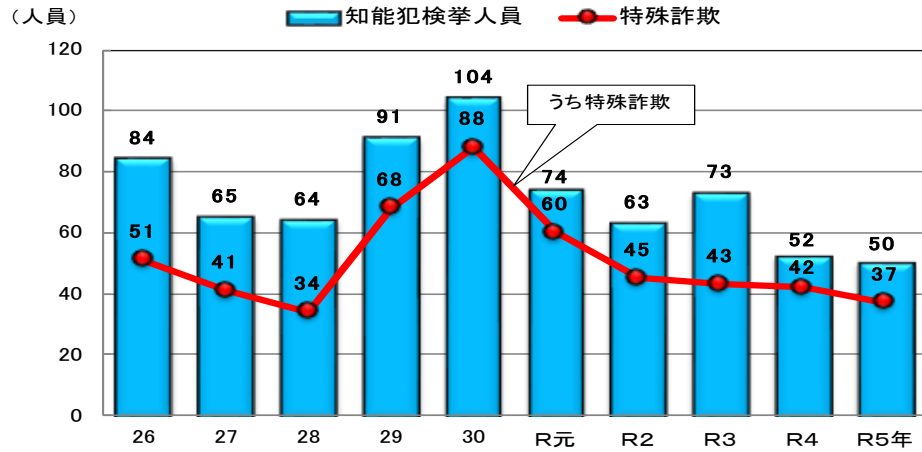
力 初発型非行

1－11図 初発型非行の検挙・補導人員と刑法犯少年に占める割合の推移（平成26年～令和5年）

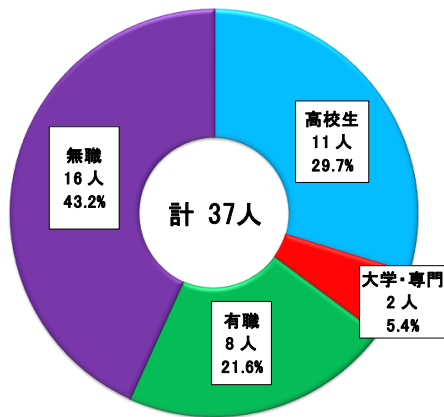


キ 特殊詐欺

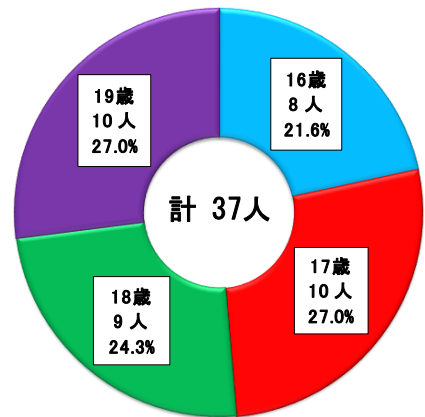
1－12図 特殊詐欺の検挙人員の推移（平成26年～令和5年）



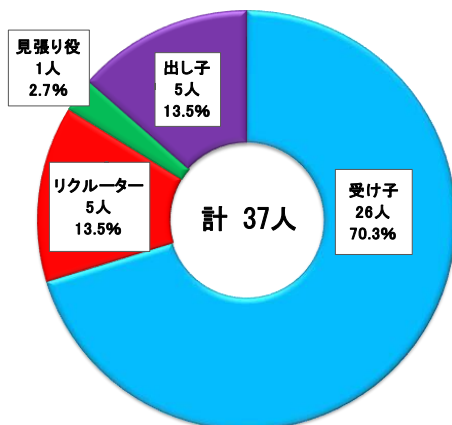
1－13図 学職別検挙状況
(令和5年)



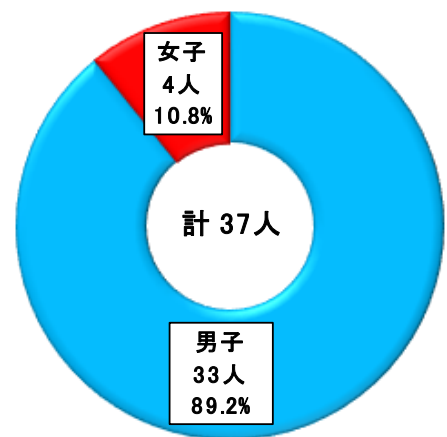
1－14図 年齢別検挙状況
(令和5年)



1－15図 役割別検挙状況
(令和5年)



1－16図 男女別検挙状況
(令和5年)



2. 学校における暴力行為といじめの現状

※「令和5年度 埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

(埼玉県) より抜粋

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小 学 校	学校総数	807	805	798	796
	発生学校数	①対教師暴力	82	91	106
		②生徒間暴力	287	323	318
		③対人暴力	8	14	10
		④器物損壊	94	112	129
		計	332	369	372
	発生件数	①対教師暴力	301	217	294
		②生徒間暴力	2,140	1,645	2,003
		③対人暴力	13	28	21
		④器物損壊	222	200	262
		計	2,676	2,090	2,580
	加害児童生徒数	①対教師暴力	112	123	169
		②生徒間暴力	1,579	1,348	1,595
		③対人暴力	14	35	17
		④器物損壊	189	206	270
		計	1,839	1,653	1,962
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	358	291	385	360
中 学 校	学校総数	417	417	416	416
	発生学校数	①対教師暴力	33	45	47
		②生徒間暴力	211	243	260
		③対人暴力	17	12	12
		④器物損壊	88	114	119
		計	235	270	282
	発生件数	①対教師暴力	64	72	83
		②生徒間暴力	802	1,139	1,259
		③対人暴力	18	19	12
		④器物損壊	222	271	350
		計	1,106	1,501	1,704
	加害児童生徒数	①対教師暴力	37	58	54
		②生徒間暴力	829	1,114	1,239
		③対人暴力	21	19	12
		④器物損壊	240	263	358
		計	1,105	1,420	1,619
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	114	179	187	235
計		学校総数	1,369	1,367	1,359
高 等 学 校	発生学校数	①対教師暴力	9	8	11
		②生徒間暴力	47	44	50
		③対人暴力	2	10	7
		④器物損壊	29	19	21
		計	65	52	66
	発生件数	①対教師暴力	10	9	12
		②生徒間暴力	82	80	87
		③対人暴力	2	14	8
		④器物損壊	49	26	38
		計	143	129	145
	加害児童生徒数	①対教師暴力	10	9	12
		②生徒間暴力	106	98	106
		③対人暴力	4	15	8
		④器物損壊	80	27	45
		計	197	149	171
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	8	5	2	6
計	発生学校数	①対教師暴力	124	144	164
		②生徒間暴力	545	610	628
		③対人暴力	27	36	29
		④器物損壊	211	245	269
		計	632	691	749
	発生件数	①対教師暴力	375	298	389
		②生徒間暴力	3,024	2,864	3,349
		③対人暴力	33	61	41
		④器物損壊	493	497	650
		計	3,925	3,720	4,429
	加害児童生徒数	①対教師暴力	159	190	235
		②生徒間暴力	2,514	2,560	2,940
		③対人暴力	39	69	37
		④器物損壊	509	496	670
		計	3,141	3,222	3,752
	2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	480	475	574	601

- ※ 1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※ 2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※ 3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※ 4 発生件数は延べ数。
- ※ 5 加害児童生徒数、発生学校数の合計は実人数、実校数。その内訳は延べ数である為、①～④の数と合計数は一致しない。

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	1年生	290	266	329	301
	2年生	332	264	327	371
	3年生	352	276	308	397
	4年生	302	300	298	344
	5年生	339	282	359	324
	6年生	224	265	341	396
計		1,839	1,653	1,962	2,133
中学校	1年生	545	695	702	813
	2年生	354	457	590	601
	3年生	206	268	327	381
	計	1,105	1,420	1,619	1,795
高等学校	1年生	119	69	87	118
	2年生	51	54	46	97
	3年生	24	26	38	58
	4年生	3	0	0	2
計		197	149	171	275
計		3,141	3,222	3,752	4,203

ウ 加害児童生徒への特別な対応

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				70
	②校長、教頭が指導した。				623
	③別室で授業等を行った。				31
	④年度途中に学級替えをした。				0
	退学・転学				
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
	⑥その他	0	0	0	1
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告				2,138
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導				1,793
	⑬関係機関等との連携				
	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				31
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				49
中学校	ウ 病院等の医療機関等との連携				27
	エ その他の専門的な関係機関との連携				62
	オ 地域の人材や団体等との連携				5
	計				4,830
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				41
	②校長、教頭が指導した。				150
	③別室で授業等を行った。				25
	④年度途中に学級替えをした。				0
	退学・転学				
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
	⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学				
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎				
	⑩訓告	0	0	0	0
	⑪保護者への報告				1,558
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導				1,342
	⑬関係機関等との連携				
	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				51
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				28
高等学校	ウ 病院等の医療機関等との連携				32
	エ その他の専門的な関係機関との連携				16
	オ 地域の人材や団体等との連携				5
	計				3,248
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				15
	②校長、教頭が指導した。				134
	③別室で授業等を行った。				11
	④年度途中に学級替えをした。				0
	退学・転学				
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
	⑥その他	0	1	2	3
	⑦停学	2	0	2	3
	⑧出席停止				
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	177
	⑩訓告	7	8	10	16
	⑪保護者への報告				144
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導				100
	⑬関係機関等との連携				
	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				12
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				3
高等学校	ウ 病院等の医療機関等との連携				2
	エ その他の専門的な関係機関との連携				4
	オ 地域の人材や団体等との連携				0
	計				624
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				126
	②校長、教頭が指導した。				907
	③別室で授業等を行った。				67
	④年度途中に学級替えをした。				0
	退学・転学				
	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
	⑥その他	0	1	2	4
	⑦停学	2	0	2	3
	⑧出席停止	0	0	0	0
	⑨自宅学習・自宅謹慎	26	25	34	177
	⑩訓告	7	9	10	16
	⑪保護者への報告				3,840
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導				3,235
	⑬関係機関等との連携				
	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				94
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				80
計	ウ 病院等の医療機関等との連携				61
	エ その他の専門的な関係機関との連携				82
	オ 地域の人材や団体等との連携				10
	計				8,702

※ 1 加害児童生徒数は実人数。1 人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も 1 人として計上。

※ 2 令和 5 年度から新たに加わった項目については、令和 4 年度までの部分に車線を入れている。

※ 3 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※ 4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第 2 6 条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	学校総数	807	805	798	796
	認知した学校数	742	769	762	776
	認知していない学校数	65	36	36	20
	認知件数	22,613	26,292	29,643	30,162
中学校	学校総数	417	417	416	416
	認知した学校数	392	398	400	405
	認知していない学校数	25	19	16	11
	認知件数	3,279	4,441	5,210	5,677
高等学校	学校総数	165	165	165	163
	認知した学校数	65	65	69	77
	認知していない学校数	100	99	96	86
	認知件数	106	124	131	181
特別支援学校	学校総数	44	47	50	54
	認知した学校数	11	9	5	6
	認知していない学校数	33	38	45	48
	認知件数	24	17	9	11
合計	学校総数	1,433	1,434	1,429	1,429
	認知した学校数	1,210	1,241	1,236	1,264
	認知していない学校数	223	192	193	165
	認知件数	26,022	30,874	34,993	36,031

イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	11	14	9	30
中学校	21	15	34	40
高等学校	2	5	6	9
特別支援学校	0	0	0	0
計	34	34	49	79

- ※ 1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ 1 校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

3. 不登校児童生徒の現状

※「令和5年度 埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

(埼玉県) より抜粋

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分				R 2	R 3	R 4	R 5	
小 学 校	病気		計	1,109	1,285	1,509	3,906	
	経済的理由		計	0	0	0	0	
	不登校（Ａ）		小1	131	160	249	414	
			小2	186	292	410	630	
			小3	299	369	566	819	
			小4	452	564	735	1,074	
			小5	658	806	1,070	1,350	
			小6	898	1,053	1,365	1,671	
			計	2,624	3,244	4,395	5,958	
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者		小1					
			小2	52	84	94	182	
			小3	88	122	190	293	
			小4	160	203	255	425	
			小5	268	336	425	593	
			小6	408	502	606	851	
			計	976	1,247	1,570	2,344	
	(A)のうち、５０日以上欠席している者		小1				252	
			小2				420	
			小3				558	
			小4				781	
			小5				1,003	
			小6				1,305	
			計				4,319	
	うち、90日以上欠席している者		小1	42	44	72	129	
			小2	81	103	160	248	
			小3	122	162	253	342	
			小4	200	281	344	511	
			小5	321	385	539	710	
			小6	465	575	710	939	
			計	1,231	1,550	2,078	2,879	
	うち、出席日数10日以下		小1	1	6	11	13	
			小2	17	19	27	37	
			小3	26	31	56	59	
			小4	48	57	62	120	
			小5	86	84	99	154	
			小6	123	124	140	183	
計			301	321	395	566		
うち、出席日数0日		小1	0	3	4	5		
		小2	7	6	12	16		
		小3	5	12	19	19		
		小4	22	19	25	43		
		小5	33	31	43	57		
		小6	32	46	43	49		
		計	99	117	146	189		
新型コロナウイルスの感染回避				計	886	4,510	747	
その他				計	1,163	3,994	3,179	2,070
合計		小1	453	1,463	862	1,302		
		小2	611	1,655	1,121	1,465		
		小3	736	1,928	1,313	1,708		
		小4	989	2,224	1,636	1,993		
		小5	1,306	2,705	2,083	2,451		
		小6	1,687	3,058	2,815	3,015		
		計	5,782	13,033	9,830	11,934		

区分			R 2	R 3	R 4	R 5	
中 学 校	病気		計	1,636	1,981	2,370	2,939
	経済的理由		計	0	0	0	0
	不登校（Ａ）		中 1	1,743	2,201	2,565	2,750
			中 2	2,268	2,911	3,614	3,890
			中 3	2,299	2,822	3,536	4,193
			計	6,310	7,934	9,715	10,833
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者		中 1	578	669	682	975
			中 2	1,288	1,505	1,902	2,302
			中 3	1,683	1,878	2,453	2,953
			計	3,549	4,052	5,037	6,230
	(A)のうち、５０日以上欠席している者		中 1				2,185
			中 2				3,307
			中 3				3,625
			計				9,117
	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数10日以下	中 1	887	1,176	1,411	1,520
			中 2	1,391	1,835	2,330	2,585
			中 3	1,567	1,933	2,423	2,933
			計	3,845	4,944	6,164	7,038
		うち、出席日数0日	中 1	177	168	216	211
			中 2	384	437	559	564
			中 3	431	474	521	581
			計	992	1,079	1,296	1,356
		うち、出席日数0日	中 1	59	38	58	75
			中 2	173	166	191	195
			中 3	140	128	120	140
			計	372	332	369	410
新型コロナウイルスの感染回避		計	322	1,093	238		
その他		計	603	1,304	1,412	907	
合計		中 1	2,505	3,448	3,681	3,846	
		中 2	3,220	4,471	5,005	5,305	
		中 3	3,146	4,393	5,049	5,528	
		計	8,871	12,312	13,735	14,679	
小・中 学 校 計	病気		計	2,745	3,266	3,879	6,845
	経済的理由		計	0	0	0	0
	不登校（Ａ）		計	8,934	11,178	14,110	16,791
			(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	計	4,525	5,299	6,607
	(A)のうち、５０日以上欠席している者		計				13,436
			うち、90日以上欠席している者	計	5,076	6,494	8,242
	うち、出席日数10日以下	うち、出席日数0日	計	1,293	1,400	1,691	1,922
			計	471	449	515	599
	新型コロナウイルス		計	1,208	5,603	985	
	その他		計	1,766	5,298	4,591	2,977
	合計		計	14,653	25,345	23,565	26,613

※ 1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に 3 0 日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
- 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」には、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者を計上。
- 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- * 「その他」の具体例
 - ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が 3 0 日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が 3 0 日以上となる者

Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
高等学校（全日制）	病気	計	314	645	854
	経済的理由	計	4	5	1
	不登校（A）	高 1	358	516	635
		高 2	293	446	520
		高 3	160	298	345
		単位制	251	294	402
		計	1,062	1,554	1,902
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高 1	46	82	99
		高 2	33	71	101
		高 3	33	53	94
		単位制	34	35	81
		計	146	241	375
	(A)のうち、中退	高 1	120	143	160
		高 2	53	87	92
		高 3	19	33	37
		単位制	50	56	71
	(A)のうち、原級留置	高 1	18	22	37
		高 2	12	11	19
		高 3	3	3	8
		単位制	6	8	21
	(A)のうち、50日以上欠席している者	高 1	72	78	98
		高 2	38	45	50
		高 3	17	11	25
		単位制	33	32	36
	うち、90日以上欠席している者	高 1	72	78	98
		高 2	38	45	50
		高 3	17	11	25
		単位制	33	32	36
	うち、出席日数が10日以下の者	高 1	17	11	12
		高 2	6	5	2
		高 3	4	0	4
		単位制	7	3	7
	うち、出席日数が0日の者	高 1	2	2	0
		高 2	1	2	0
		高 3	2	0	0
		単位制	1	0	2
	新型コロナウイルスの感染回避	計	122	326	64
	その他	計	133	914	431
	合計	高 1	537	971	899
		高 2	452	1,010	847
		高 3	299	752	807
		単位制	347	711	699
	計	1,635	3,444	3,252	3,176

区分		R 2	R 3	R 4	R 5
高等学校（定時制）	病気	計	149	98	50
	経済的理由	計	2	3	9
	不登校（A）	高 1	32	38	51
		高 2	19	35	36
		高 3	24	19	35
		高 4 以上	29	38	47
		単位制	541	680	733
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高 1	12	11	7
		高 2	7	17	17
		高 3	10	11	11
		高 4 以上	12	25	21
		単位制	208	304	322
	(A)のうち、中退	高 1	13	21	13
		高 2	8	12	10
		高 3	2	3	1
		高 4 以上	3	6	3
	(A)のうち、原級留置	高 1	7	3	6
		高 2	1	5	2
		高 3	2	0	1
		高 4 以上	3	3	1
	(A)のうち、50日以上欠席している者	高 1	10	7	10
		高 2	5	5	3
		高 3	2	0	1
		高 4 以上	3	6	1
	うち、90日以上欠席している者	高 1	10	7	10
		高 2	5	5	3
		高 3	2	0	1
		高 4 以上	3	6	1
	うち、出席日数が10日以下の者	高 1	1	0	2
		高 2	2	1	1
		高 3	0	0	0
		高 4 以上	1	1	1
	うち、出席日数が0日の者	高 1	0	0	0
		高 2	0	0	1
		高 3	0	0	0
		高 4 以上	0	0	1
	新型コロナウイルスの感染回避	計	32	31	4
	その他	計	45	77	26
	合計	高 1	50	64	58
		高 2	34	66	50
		高 3	40	54	49
		高 4 以上	45	80	55
	計	873	1,019	991	962

※ 1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

※ 2 各区分の詳細は、P 2 0 を参照。

4. 少年の犯罪被害、児童虐待の現状

※「令和5年版 少年非行等の概況」（埼玉県警察）より抜粋

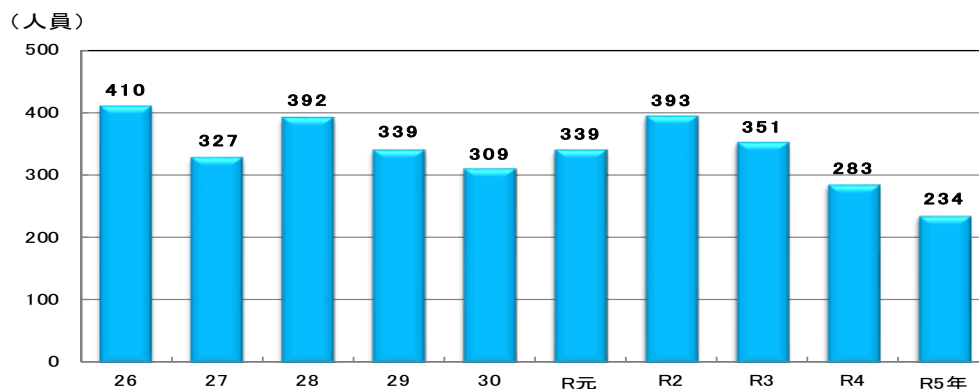
Ⅱ 少年の福祉を害する犯罪

1 福祉犯罪の現状

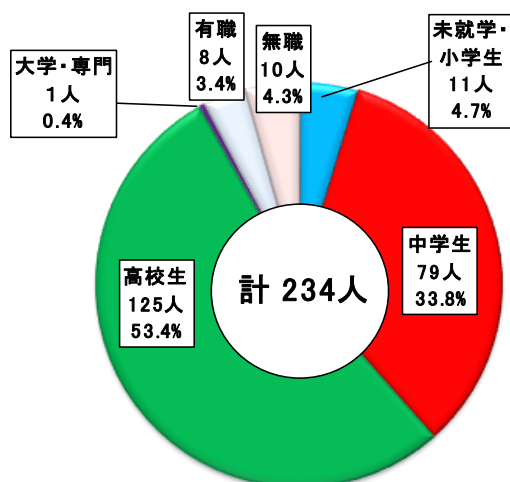
(1) 福祉犯罪全体

ア 被害状況

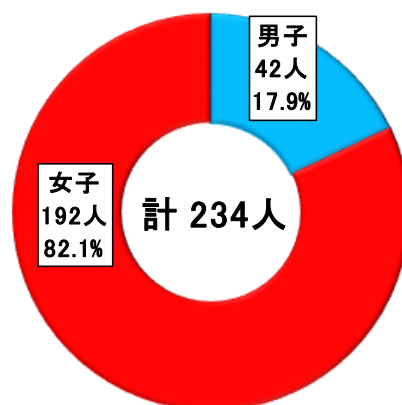
2-1 図 福祉犯の被害少年の推移（平成26年～令和5年）



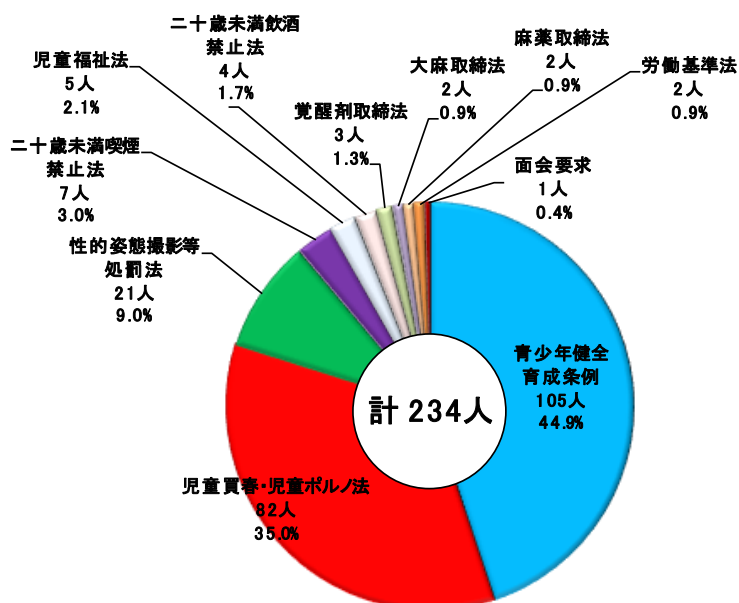
2-2 図 被害少年の学職別状況（令和5年）



2-3 図 被害少年の男女別状況（令和5年）

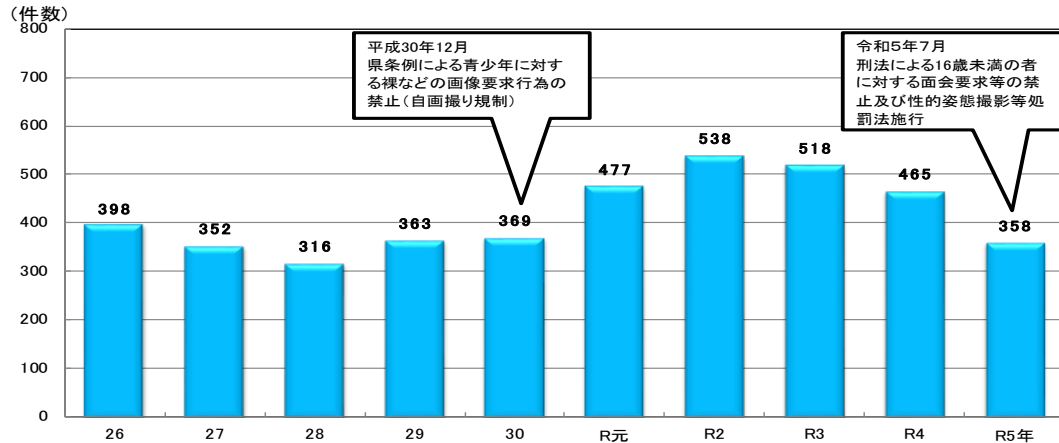


2-4 図 被害少年の法令別状況（令和5年）



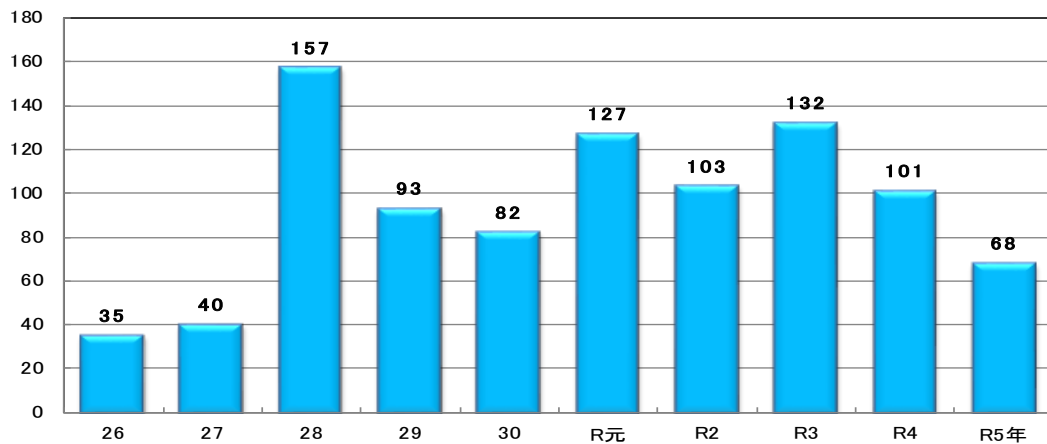
イ 検挙状況

2-5図 福祉犯罪の検挙件数の推移（平成26年～令和5年）

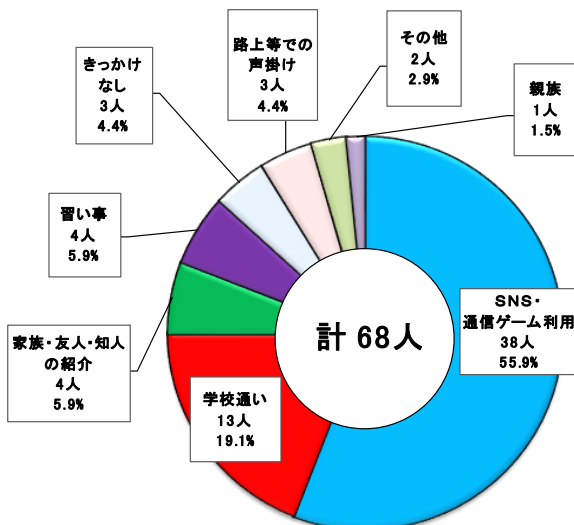


(2) 児童ポルノ事犯の被害状況

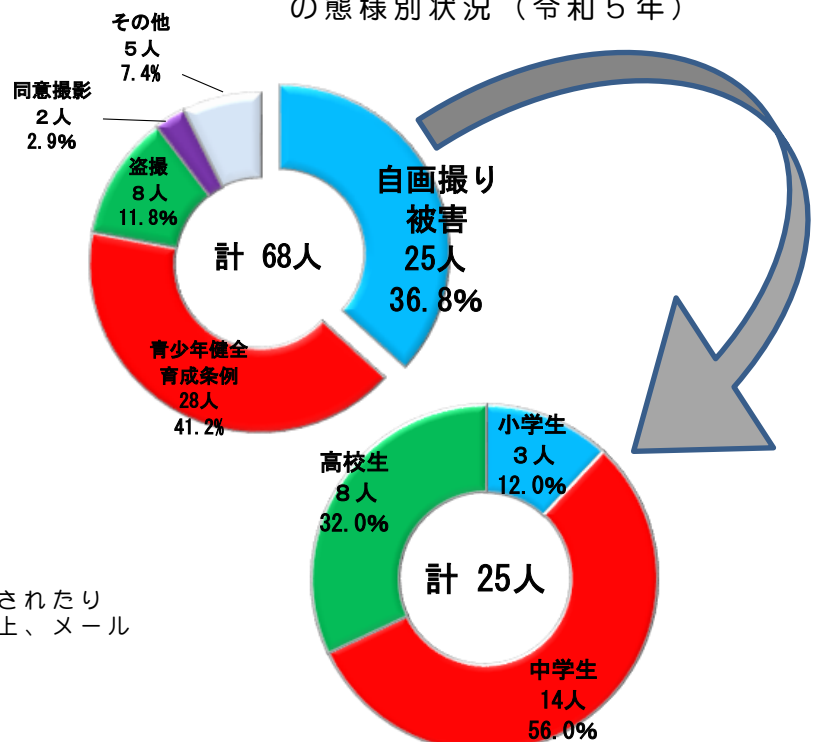
2-6図 児童ポルノ事犯の被害少年の推移（平成26年～令和5年）
（人員）



2-7図 児童ポルノ事犯の被害少年の起因別状況（令和5年）



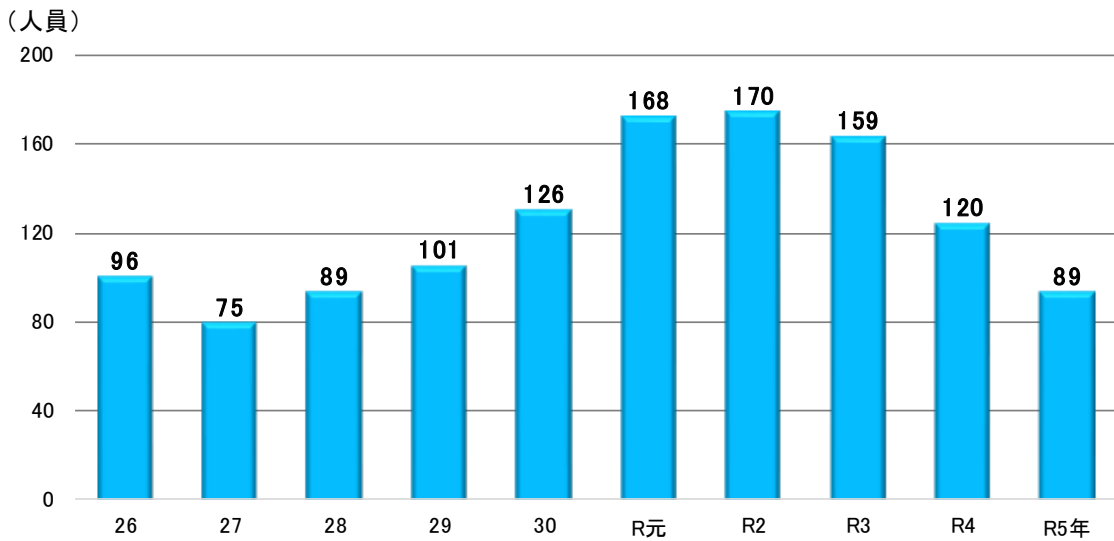
2-8図 児童ポルノ事犯の被害少年の態様別状況（令和5年）



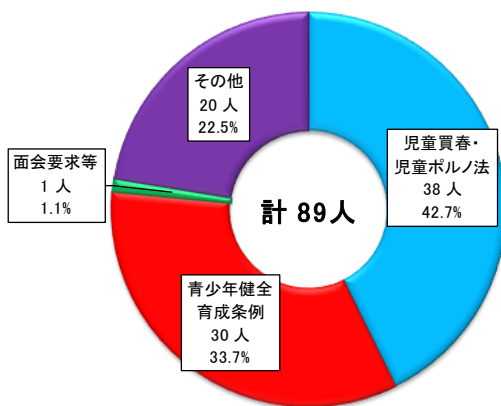
注) 自画撮り被害とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう

2 SNSに起因した事件の被害状況

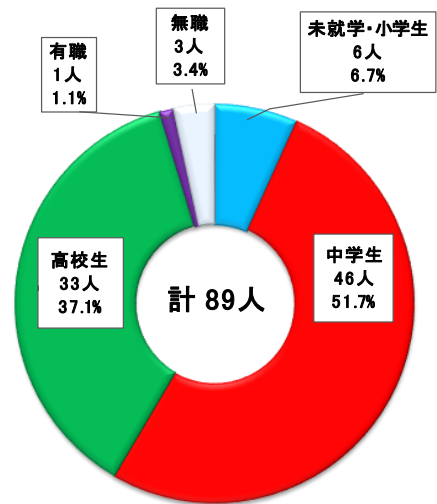
2-9図 SNSに起因した事件の被害少年の推移（平成26年～令和5年）



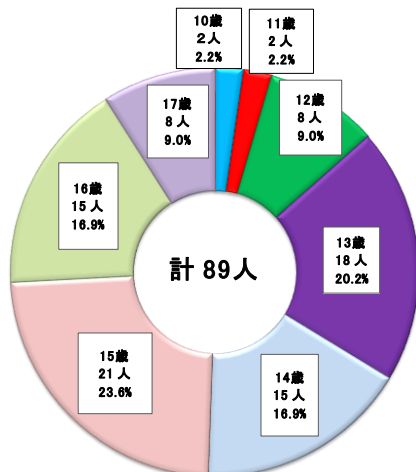
2-10図 SNSに起因した事件の被害少年の罪種別状況（令和5年）



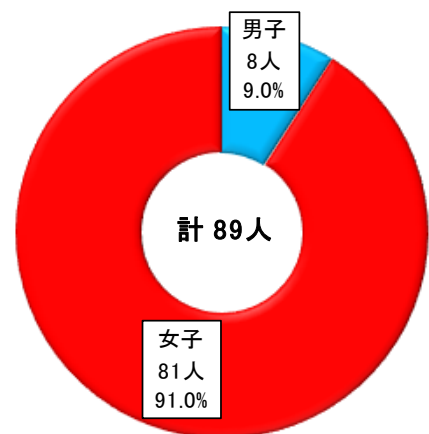
2-11図 SNSに起因した事件の被害少年の学職別状況（令和5年）



2-12図 SNSに起因した事件の被害少年の年齢別状況(令和5年)

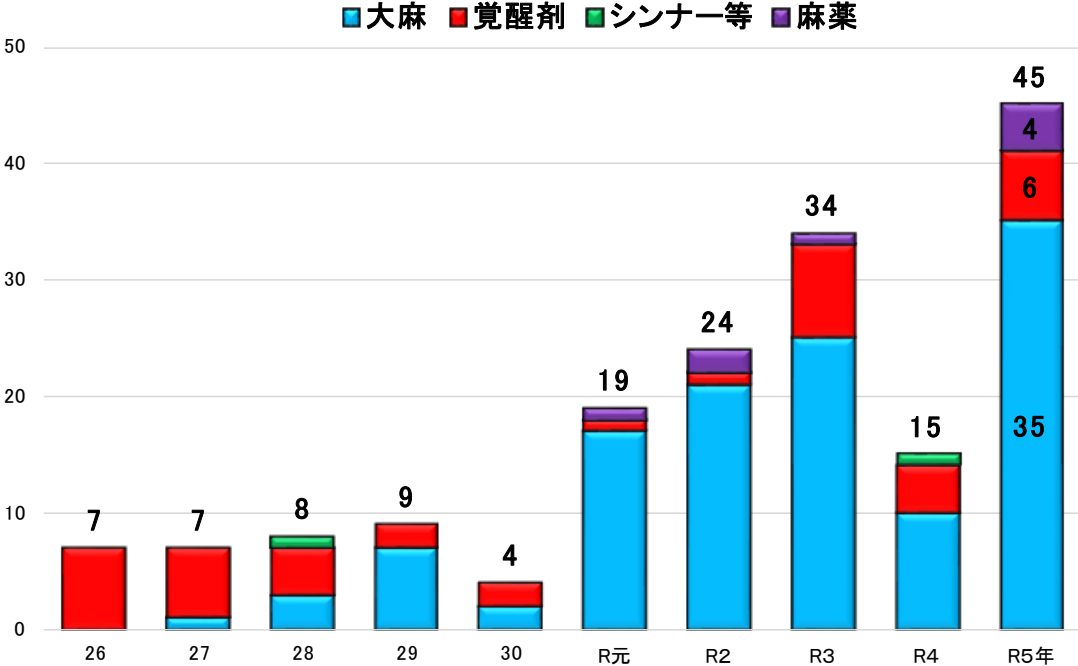


2-13図 SNSに起因した事件の被害少年の男女別状況(令和5年)



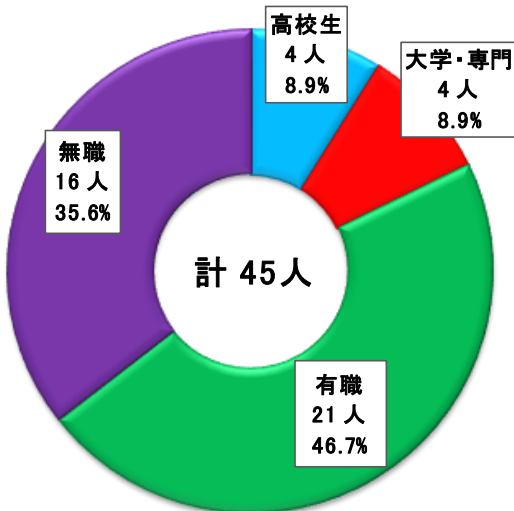
3 薬物乱用

2-14図 薬物乱用少年の検挙人員の推移（平成26年～令和5年）

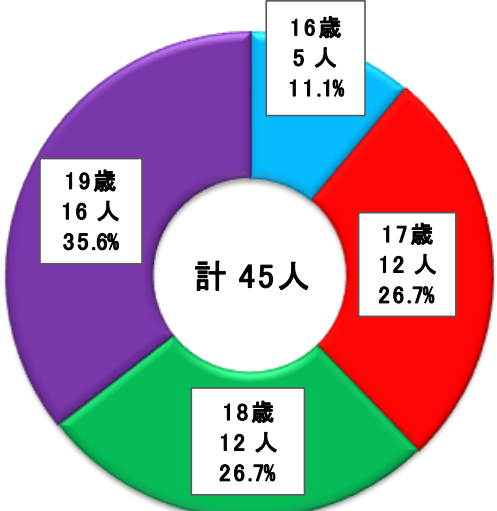


区 分	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
覚醒剤取締法	7	6	4	2	2	1	1	8	4	6
毒物及び劇物取締法	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
大麻取締法	0	1	3	7	2	17	21	25	10	35
麻薬取締法	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4
計	7	7	8	9	4	19	24	34	15	45

2-15図 学職別検挙状況（令和5年）



2-16図 年齢別検挙状況（令和5年）



用語の説明

非行少年等の種別

- 非行少年・・・犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
 - 犯罪少年・・・罪を犯した14 歳以上20 歳未満の少年をいう。
 - 触法少年・・・犯罪に触れる行為をした14 歳未満の少年をいう。
 - ぐ犯少年・・・保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。（特定少年に該当する場合を除く）
- ※ 特定少年・・・少年法第62 条第1 項に規定する特定少年（18 歳以上の少年）をいう。
- 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 刑法犯少年・・・刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。
 - 刑法犯の罪種別分類
 - ・ 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等
 - ・ 粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
 - ・ 窃盗犯・・・窃盗（ひったくり、万引き、オートバイ盗、自転車盗等）
 - ・ 知能犯・・・詐欺、横領、偽造等
 - ・ 風俗犯・・・賭博、わいせつ（強制、公然等）
 - ・ その他・・・占有離脱物横領、器物損壊等の上記に掲げるもの以外の罪種
- 被害少年・・・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（18 歳未満）をいう。

再犯者率

- 検挙された刑法犯少年（犯罪少年）のうち、かつて非行を犯した少年の割合をいう。

初発型非行

- 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

人口比

- 成人は20 歳以上、少年は14 歳から19 歳の人口1,000 人当たりの検挙人員をいう。

福祉犯罪

- 少年の福祉と保護を目的とした各種特別法・条例に違反する犯罪をいう。

桶川市青少年健全育成指針
資料編
(令和 7 年 4 月)

発 行：桶 川 市
編 集：桶川市教育委員会
埼玉県桶川市泉一丁目 3 番 2 8 号
電話：0 4 8 (7 8 6) 3 2 1 1